

議事（3）

資料4

計画の期間延長及び目標値について

【経過と背景】

- 本計画は、健康増進法に基づく市町村健康増進計画である。国の基本方針や北海道の健康増進計画、小樽市総合計画等との整合性を図り策定することとしており、計画期間も国と北海道と同様の期間としてきた。
- 国は、他の医療費適正化計画等（令和6年度から開始）と次期健康づくり運動プランの計画期間を一致させ、自治体と保険者で一体的に健康づくり施策を運用する必要性があるとした。
- 令和3年8月4日、国が健康増進法の一部を改正し、

「第2次国民健康づくり運動（第2次健康日本21）」を令和5年度まで1年延期し、計画期間を11年間とすることとした。

【第2次健康おたる21の方向性】

小樽市においても関連計画の次期計画期間は令和6年度からとなっている。

上記経過を踏まえ、本計画についても他計画と期間を一致させ、一体的に健康づくりを推進するため、計画期間を1年延長し令和5年度までとする。

目標値及び目標到達年度は変更しないこととする。

【小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」(改訂版) 新旧対象表】

| ページ | 新 | 旧 |
|-----------------------------------|--|--|
| 表題 | 計画期間： 平成30年度～令和5年度 | 計画期間： 平成30年度から34年度 |
| 3ページ 1. 計画見直し の主旨 | 計画策定から5年が経過し(中略) 令和5年度の最終年度に向け | 計画策定から5年が経過し(中略) 平成34年度の最終年度に向け |
| 4ページ 3計画の性格 と位置づけ、 計画の期間 | (中略) 計画期間は、平成25年度から令和5年度までの11年間のうち、改訂版として平成30年度から令和5年度までの6年間とします。 | (中略) 計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間のうち、改訂版として平成30年度から34年度までの5年間とします。 |
| 36ページ 10進行管理 | (中略) 平成29年度の間評価を行いました が、最終年(令和5年度)には | (中略) 平成29年度の間評価を行いました が、最終年(平成34年度)には |
| 14ページ | 睡眠による休養がとれていない者の割合を令和4年度までに15%まで減少 | 睡眠による休養がとれていない者の割合を平成34年度までに15%まで減少 |
| 23ページ | 国では、令和4年度までに食塩の1日当たりの摂取量を8gにする | 国では、平成34年度までに食塩の1日当たりの摂取量を8gにする |
| 33～35ページ | 目標値(令和4年度) | 目標値(平成34年度) |

以上